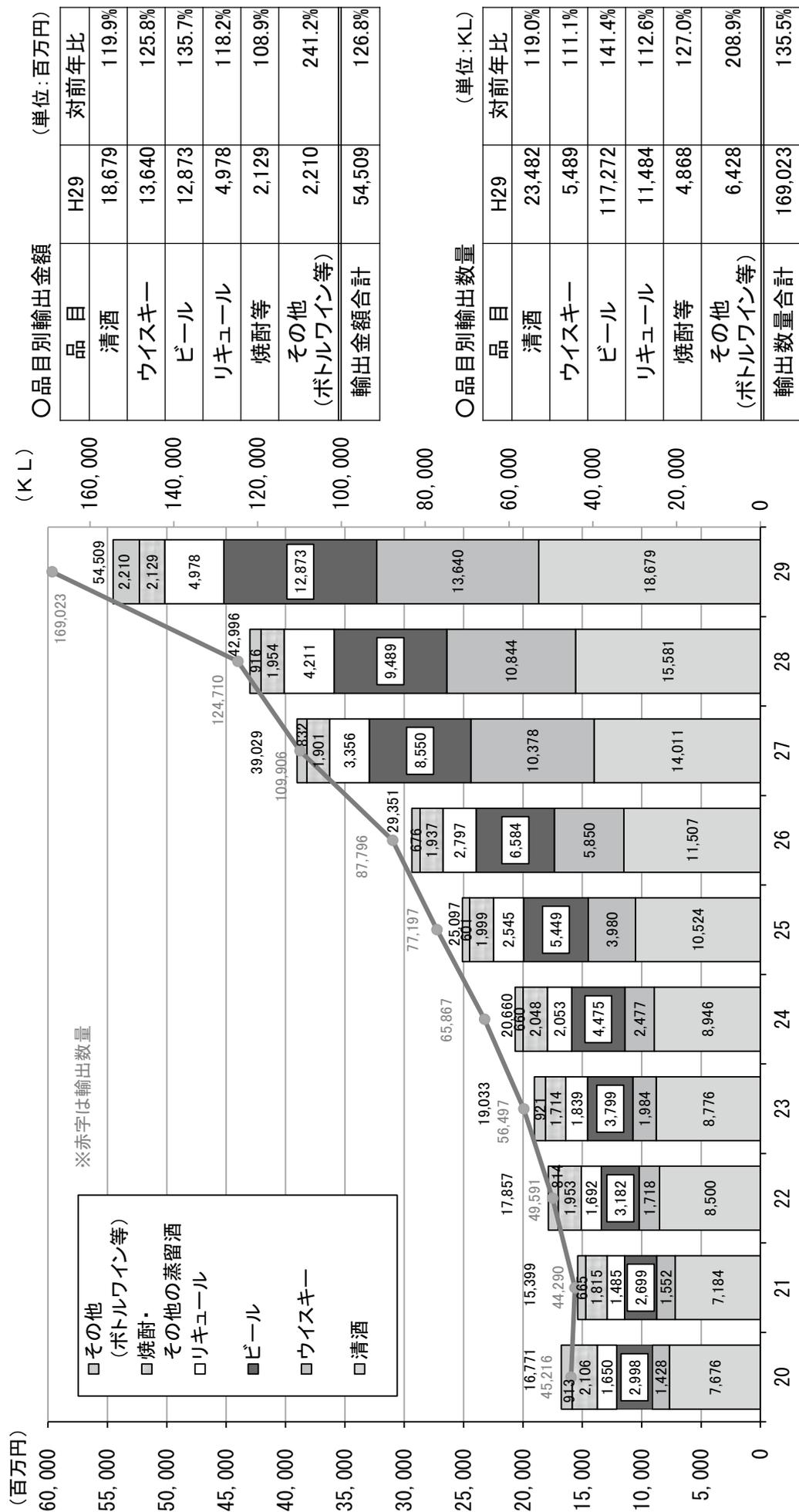


38 最近の日本産酒類の輸出動向について

○ 平成29年の輸出金額は約545億円(対前年対比126.8%)となり、6年連続で過去最高を記録。

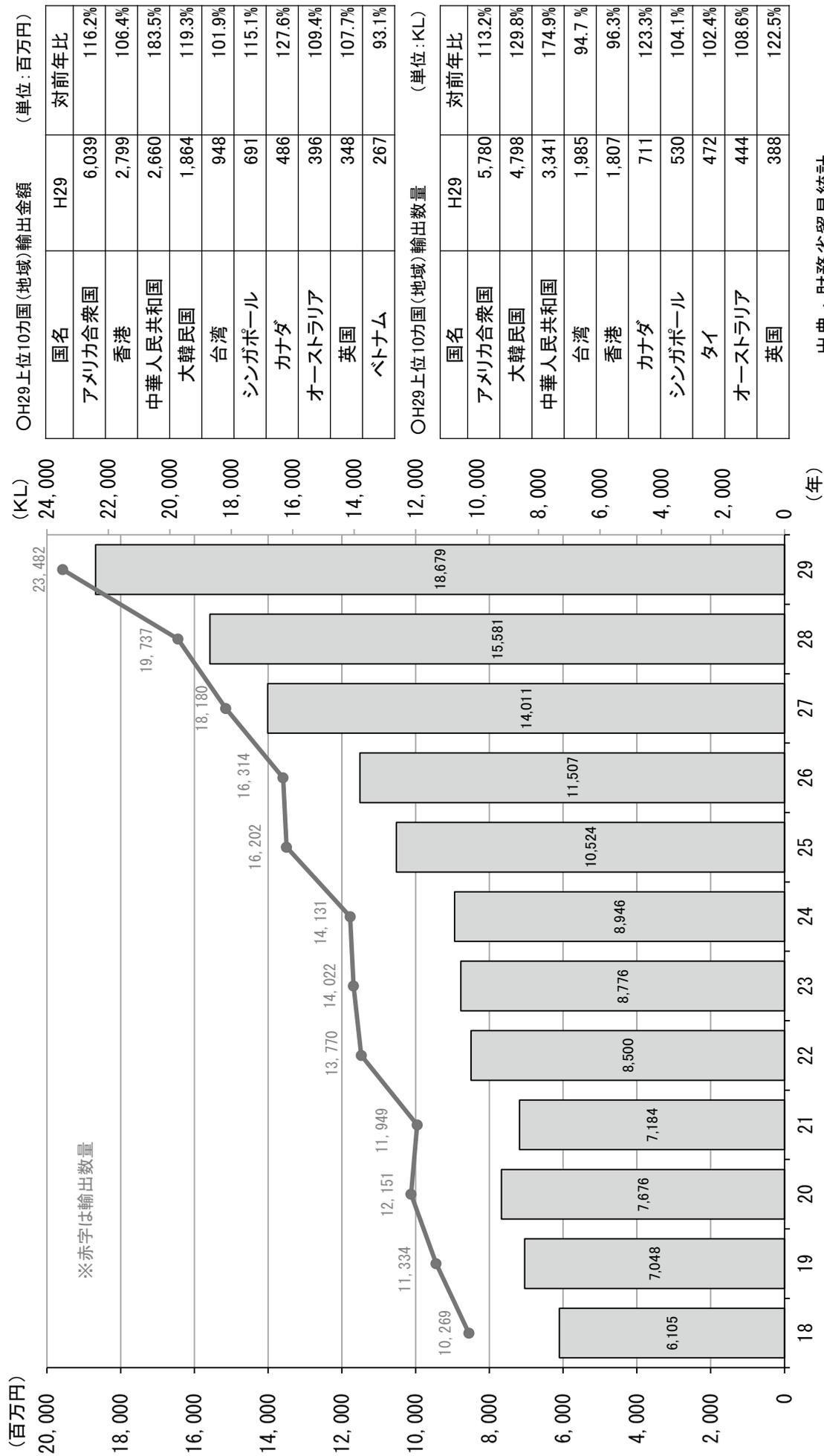


出典: 財務省貿易統計

(年)

39 最近の清酒の輸出動向について

○ 平成29年の清酒の輸出金額は約187億円(対前年比119.9%)、輸出数量は約23,482kl(一升瓶換算で約1,300万本、対前年比119.0%)となり、共に8年連続で過去最高を記録。



出典：財務省貿易統計

40 清酒・焼酎の主な輸出先(平成 29 年)

清酒

	国名	金額 (百万円)	輸出全体 に占める 割合 (%)	数量 (kℓ)	輸出全体 に占める 割合 (%)
1	アメリカ合衆国	6,039	32.3	5,780	24.6
2	香港	2,799	15.0	1,807	7.7
3	中華人民共和国	2,660	14.2	3,341	14.2
4	大韓民国	1,864	10.0	4,798	20.4
5	台湾	948	5.1	1,985	8.5
6	シンガポール	691	3.7	530	2.3
7	カナダ	486	2.6	711	3.0
8	オーストラリア	396	2.1	444	1.9
9	英国	348	1.9	388	1.7
10	ベトナム	267	1.4	376	1.6
	合計	18,679	100.0	23,482	100.0

焼酎

	国名	金額 (百万円)	輸出全体 に占める 割合 (%)	数量 (kℓ)	輸出全体 に占める 割合 (%)
1	中華人民共和国	484	31.5	800	34.8
2	アメリカ合衆国	388	25.3	526	22.9
3	タイ	114	7.4	154	6.7
4	台湾	84	5.4	133	5.8
5	大韓民国	76	5.0	182	7.9
6	ベトナム	75	4.9	86	3.8
7	香港	73	4.8	111	4.8
8	シンガポール	58	3.7	76	3.3
9	マレーシア	57	3.7	68	3.0
10	フィリピン	39	2.5	55	2.4
	合計	1,537	100.0	2,297	100.0

(出典：財務省貿易統計)

41 日本産酒類の輸出促進に向けた国税庁の取組等について

○国内外における日本産酒類の情報発信の強化

【主な取組】

- ・リオ・オリンピック・パラリンピックや国連総会などの機会に合わせ、日本産酒類PRブースを出展し、国税庁職員を派遣するなど、各国要人・プレスが集まる機会を活用し、日本産酒類のPRを実施
- ・海外に日本酒の魅力をPRするための冊子を酒類総合研究所にて作成、在外公館や国際会議におけるレセプション等でも活用
- ・清酒を外国人に販売する際、酒類総合研究所にて「清酒の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成

【今後の取組】

- ・引き続き、在外公館、ジャパンハウスやジャポニスム2018を日本産酒類の情報発信拠点として活用
- ・焼酎に関する「焼酎の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成中

○発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発

【主な取組】

- ・日本酒に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援
- ・駐日外交官酒蔵ツアーの企画・実施（日本酒造組合中央会と共催）
- ・外国人等を対象として、（独）酒類総合研究所における講習などを通じた、國酒に関する正しい知識の普及

【今後の取組】

- ・焼酎に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援

○輸出環境整備

【主な取組】

- ・日EU・EPA交渉による単式蒸留焼酎の容量規制の緩和及び地理的表示（GI）の相互保護
- ・東日本大震災後に導入された輸入規制の解除及び米国における蒸留酒の容量規制見直しへの働きかけ
- ・ブランド価値向上に有効な表示ルール（GI「日本酒」等）の活用促進を図るための一般向けセミナー、シンポジウムなどの開催
- ・日本食・文化をテーマとするロンドンの展示会「WABI（和美）」・ドイツで開催される見本市「PROWEIN」へ日本産酒類PRブースを出展するとともに、国内酒類業者の出展を支援し、ビジネスマッチングの機会を提供

【今後の課題・取組】

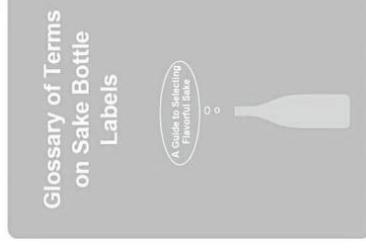
- ・引き続き、各国とのEPA交渉などを通じた、諸外国に対する輸入規制の緩和及び日本のGIの保護の働きかけ
- ・引き続き、輸出先国・地域での展示会や商談会等の開催による、意欲ある事業者へのビジネスマッチングの機会の提供等



リオ・ジャパンハウスにおける
日本産酒類PRの様様

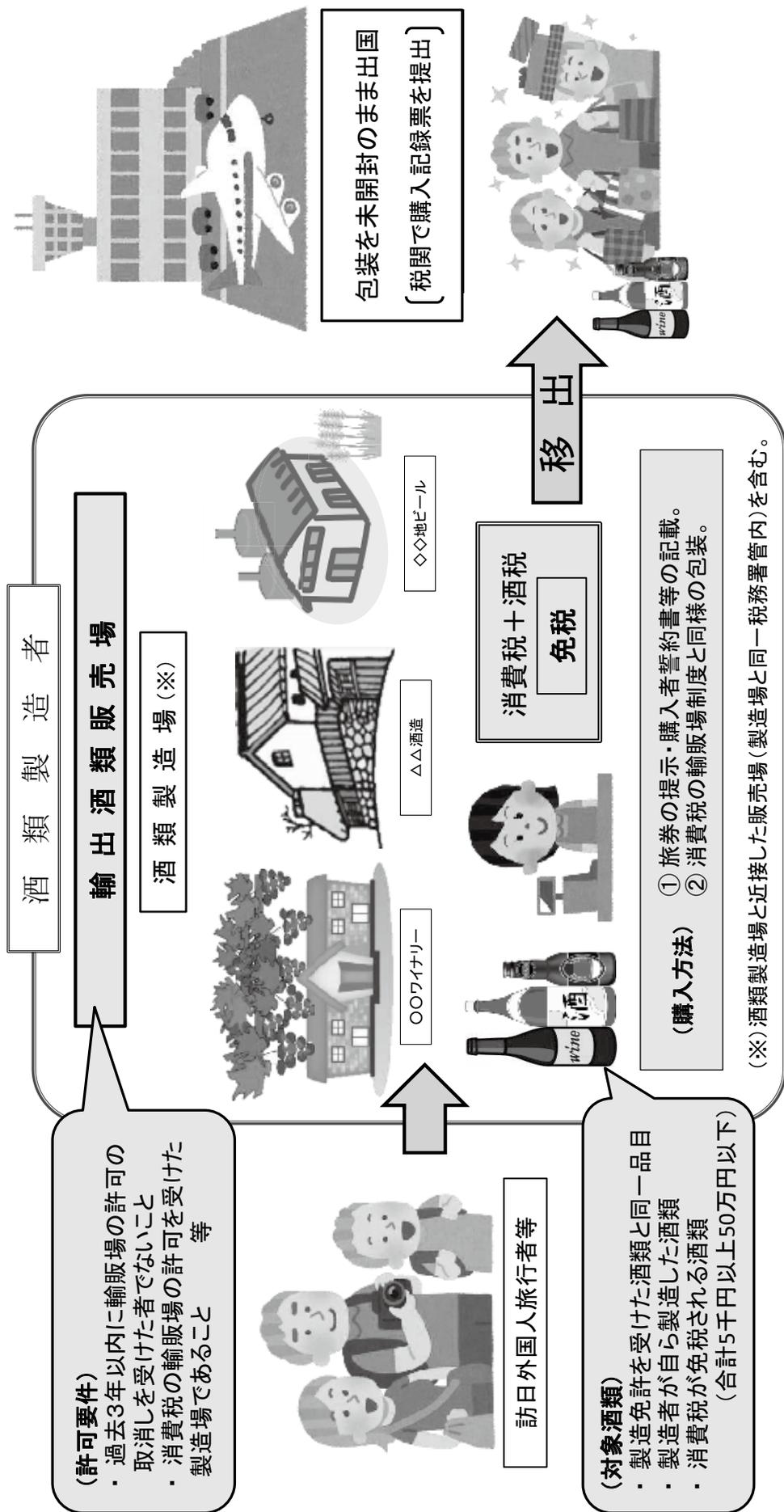


駐日外交官酒蔵ツアーの様様



酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

○ 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除する。



輸出酒類販売場許可件数（平成30年1月1日現在）

局	都道府県	許可件数	局	都道府県	許可件数
札幌国税局	北海道	1	大阪国税局	滋賀県	2
	仙台国税局	青森県		0	京都府
岩手県		3		大阪府	0
宮城県		1		兵庫県	7
秋田県		0		奈良県	1
山形県		3		和歌山県	1
福島県		1		広島国税局	鳥取県
関東信越国税局	茨城県	1	島根県		0
	栃木県	1	岡山県		2
	群馬県	0	広島県		19
	埼玉県	0	山口県		1
	新潟県	2	高松国税局	徳島県	1
	長野県	1		香川県	3
東京国税局	千葉県	2		愛媛県	3
	東京都	2		高知県	1
	神奈川県	2	福岡国税局	福岡県	3
	山梨県	3		佐賀県	0
金沢国税局	富山県	0		長崎県	4
	石川県	1	熊本国税局	熊本県	0
	福井県	2		大分県	3
名古屋国税局	岐阜県	0		宮崎県	2
	静岡県	2		鹿児島県	10
	愛知県	2	沖縄国税事務所	沖縄県	6
	三重県	0	全国計		101

日EU・EPA 交渉結果（ワイン）

EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保

現状

EUへのワイン輸出量（平成28年）：10KL、15百万円

関税

- EU側： ボトルワイン：0.154ユーロ/L（約20円）
スパークリングワイン：0.32ユーロ/L（約41円）
 - 日本側： ボトルワイン：67円～125円/L
スパークリングワイン：182円/L
- ※アルコール度により異なる。
※14度の場合を例示

非関税措置

EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した日本ワインであっても輸出ができない

- EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能
⇒気候・風土の相違等により、ほとんどの日本ワインはEUワイン醸造規則を満たすことが困難
＜主なEUワイン醸造基準＞
 - ・ 補糖量（2.5%～5%以下に制限）、補酸量（2.5g/L以下に制限）
 - ・ ブドウ品種（ヴィンフェラ種及びそのハイブリッド種に限定）
 - ※ ヴィンフェラ種とは、シャルドネ、メルロー等

- EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務
⇒証明書取得の金銭的、時間的な負担
 - ・ 輸出するロットごとに証明書の添付義務
 - ・ EU登録機関（独立行政法人酒類総合研究所）が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行
 - ※ 証明書発行手数料：1ロットにつき27,100円

地理的表示（GI:Geographical Indication）

日本が指定したGIはEUでは保護されない
※ ワインでは「山梨」を指定済み

ワイン添加物

日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない

交渉結果

- EU側： ワインの関税を即時撤廃
- 日本側： ワインの関税を即時撤廃

EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できるようになる

- EUは、日本ワイン（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）の醸造方法を容認
⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能
※ 「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号）」により定義

- 業者の自己証明を導入
⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減
※ 日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認する予定（実施方法の詳細については今後調整）

酒類GIの相互保護によりGI「山梨」のEU域内での保護を確保
⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる
※ 日本側もEUのGI（「シヤンパン」、「ボルドー」等139名称）を保護（日本の業者にとつての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める）

主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続きを開始
⇒国内ワイン業者にとつても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待（日本側25品、EU側28品。日本側は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請）

日EU・EPA 交渉結果(清酒・焼酎)

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎の競争力を高め、新たな市場を確保

現 状

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等比べてEU向けは少ない
 ※清酒の輸出量(平成28年):19,737KL、15,581百万円
 (内EU向け :1,605KL、1,085百万円)
 ※焼酎の輸出量(平成28年):3,834KL、1,954百万円
 (内EU向け:28KL、26百万円)

関税

EU側
 ・清酒 : 0.077ユーロ/L(約10円)
 (焼酎は無税)
 日本側
 ・清酒 : 70.4円/L
 ・焼酎 : 16%(従価税)

地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない

⇒日本以外の他国で製造された清酒(sake)であっても日本酒と称して販売することができる

※ 清酒では国レベルのGIとして「日本酒」(日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒)を指定済み
 また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
 ※ 焼酎では「舌岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制

⇒EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担

・ 700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
 ・ 日本で流通する焼酎は、主に四合瓶(720ml)や一升瓶(1,800ml)

交渉結果

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

EU側
 清酒の関税を即時撤廃

日本側
 清酒・焼酎の関税を1年目に撤廃(段階的撤廃)

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保

⇒GI日本酒が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される

※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっでの激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能